

令和7年度

京都府包括外部監査報告書

【概要版】

監査テーマ

「収入確保策と未収金管理に関する事務の執行について」

令和8年3月

京都府包括外部監査人

公認会計士 白井 太郎

京都府包括外部監査の結果及び意見の概要

1. テーマ選定理由

京都府では、府政運営の羅針盤となる京都府総合計画に基づき、「あたたかい京都づくり」の実現に向けた取組を進めているが、こうした取組を着実に実施していくためには、強固な行財政基盤の構築が必要となる。

令和6年3月には「京都府行財政運営方針」が策定され、今後の行財政運営の方向性が示されているが、世界経済の不透明感が続き、国内でも原材料高や円安、人件費上昇による物価高が続いていることを踏まえれば、歳入面では不確実性が高い状況にある一方、歳出面では社会保障関係経費等の増加が見込まれることから、令和10年度には依然として収支不足が生じる見込みとなっている。

このような状況を踏まえ、今後の行財政基盤の強化に資するため、京都府の収入確保策及び未収金管理の現状や課題について分析・検証を行うことが有意義であると考え、今年度の包括外部監査のテーマとして選定した。

収入確保策については、自治体独自で拡大が可能と考えられる個人や企業からのふるさと納税の活性化、クラウドファンディングへの取組、使用料及び手数料の適正化による収入確保や納付方法の多様化、府有資産の活用のみならず貸付けや戦略的な売却の検討やネーミングライツ等の取組に着目して、それらの取組が実効性をもって適切に行われているかどうかについての分析・検証を行う。

また、未収金管理に関しては、平成26年度の包括外部監査において「未収金に関する事務の執行及び管理」をテーマとした監査が実施されたところではあるが、コロナ禍などその後の社会情勢の変化等を踏まえ、改めてその管理が適正に行われているかどうかについて分析・検証を行う。

2. 外部監査の方法（監査の要点）

京都府の収入確保策及び未収金管理に関する事務は、合規性、経済性・効率性・有効性(3E)の観点から適正に実施されているかを着眼点とした。収入確保策では、組織が一体となって有効に機能し、かつ効果・実績が認められ、持続可能な状況にあるかなどに着目した。未収金管理では、条例や規則等の整備状況や組織全体での網羅的な把握ができていないか、早急な回収手続が円滑に進められるとともに適正な管理が遂行されているか、回収困難な未収金については、費用対効果や公平性の観点から適切な不納欠損処分が円滑に進められているかなどに着目した。

監査に当たっては、今回監査の対象とした所管部署へのヒアリングや、所管部署から資料提供を受けるとともに、京都府のみならず、総務省や他の自治体の状況を

ホームページ等で情報収集し、京都府の収入確保策と未収金管理の現状把握と課題抽出に努めた。加えて、平成26年度に実施された京都府包括外部監査報告書の「未収金に関する事務の執行及び管理について」を通査し、現在に至るまでの京都府の対応と現状について、今回の未収金項目と重複する部分をフォローした。

3. 監査対象及び所管部局

(1) 監査対象とした収入確保策

	項目	対象部局等
1	府有資産（不動産）による収入確保策	総務部
2	行政財産による収入確保策	総務部
3	ネーミングライツ等の広告による収入確保策	総務部、各施設所管部局
4	施設の使用料及び各種申請に係る手数料による収入確保策	総務部
5	納付・収納方法の多様化	知事直轄組織（会計管理者）、総合政策環境部
6	ふるさと納税やクラウドファンディング等の寄附収入確保策	総務部、総合政策環境部、文化生活部
7	その他	各事業所管部局

(2) 監査対象とした債権

	項目	対象部局等
1	中小企業経営基盤強化資金貸付返還金（特別会計）	商工労働観光部
2	高等学校等修学資金（貸付・過年度過払）返還金	教育庁
3	母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金（特別会計）	健康福祉部
4	府営住宅使用料、府営住宅等損害賠償金	建設交通部
5	府立病院未収金（病院事業会計）	健康福祉部
6	国家賠償法に係る求償金	警察本部
7	地域改善対策修学奨励事業等過払返還金	文化生活部
8	在日外国人無年金者緊急支援給付金返還金	健康福祉部
9	心身障害者扶養共済制度掛金・保険金	健康福祉部
10	桃山東合同宿舎使用料相当徴収金	危機管理部
11	通学費補助金過年度過払戻入金	教育庁

4. 指摘事項及び意見

4.1 指摘事項及び意見の件数

指摘事項及び意見は以下のとおりとした。

区分	収入確保策		未収金管理	
	指摘事項	意見	指摘事項	意見
件数	1	17	11	15

4.2 指摘事項及び意見の内容（本編報告書より引用）

4.2.1 収入確保策の取組

(1) 府有資産（不動産）による収入確保策

【意見 1】	所管課の定期的な情報チェックの実施	第 3/1/1.5
<p>固定資産台帳で、「新たな利活用について検討を進める施設」と区分されていても、未利用資産一覧表には掲載されない施設がある。未利用資産一覧表には、照会の結果、各部局から報告が挙がってきたものを掲載している。各部局において、政策目的での活用を引き続き検討するものや、利活用に先立ち関係者と調整の上、解決が必要な懸案が残っているものは、各部局で対応することとしているため、未利用資産としては報告されない。この点、何らかの事情で部局が、懸案事項の解決を放置している状況が続くと有効な利活用につながらない懸念が生じる。</p> <p>そこで、固定資産台帳上で、「新たな利活用について検討を進める施設」と区分されている状態が一定期間継続している不動産の利活用状況を定期的にチェックする必要があると考える。これにより、部局が政策目的で保有している不動産の中にも売却すべき不動産が発見される可能性がある。担当部局以外が定期的なチェックを行うことで、懸案事項の処理に繋がる可能性もある。</p> <p>例えば、5 年程度の期間を定めてチェックを行う体制を構築することも有益と考える。</p>		

(2) 行政財産による収入確保策

【意見 2】	契約継続時の減免判断の厳格性の担保	第 3/2/2.5
<p>公益性が高いと判断される場合には、契約時に賃料や使用料の減免が特別に許可され、同条件が契約満了まで継続し、契約の継続時には減免の可否が判断されることになる。行政財産では使用許可が1年、普通財産では最長で5年の契約期間と定められており、そのたびに、公益性が高いかどうかという指標で判断されている。</p> <p>研究機関等の誘致の場合に、誘致時点では収益が不透明で、公共性が高いと判</p>		

断して無償貸付けを行った場合であっても、貸付けから時間が経過し、研究成果がビジネス化に成功する等で貸付先の収益確保が可能となった場合には、公益性が高くても、貸付先が確保した収益に応じた賃料の検討が必要だと考える。

また、使用許可の場合は1年ごとに判断をすることになるため、減免の判断も毎年行うことになる。1年間で公益性に変化が生じる可能性は低く、結果、前年同条件での契約継続が続くことになる。

契約更新時に公益性のみで判断すると、契約当初と同一の減免条件が継続される結果となる。収入確保の観点からは、企業、機関、団体の経済環境の変化をリアルタイムに把握し、賃料・使用料の減免等の可否に結び付けることが重要である。賃料・使用料に対する減免等廃止の基準を契約条項に盛り込むことも必要と考える。

【意見 3】	府営住宅（集約予定含む。）の有効活用の更なる検討	第 3/2/2.5
<p>京都府は、老朽化した府営住宅など多数の空室を抱えている。また、集約して府営住宅の処分等により空室を減らすことも考えられているが、住人の高齢者など住宅確保要配慮者等の住宅確保も重要であるため、短期的な集約化は進められない現状となっている。</p> <p>令和5年1月より公民連携活用事業の推進により、高齢者の生活支援等に活用され始めているが、さらなる検討と行動が必要と考える。</p> <p>従来の利活用のみには縛られない柔軟な発想を受け入れ、時代の変化についていけるよう、集約予定の府営住宅も含めた公営住宅ストックの利活用について、弾力的な運用の検討と実現を期待する。</p>		

【意見 4】	府営住宅の利活用に対する弾力的な運用	第 3/2/2.5
<p>令和5年1月から公民連携活用事業がスタートしたところである。その成果が現れるには時間を要するところだが、府営住宅の視察の中で事業に参加している団体に話を聞く機会があった。問題点として「物件の改修や物品の調達は事業者の負担となる点は許容できるが、団地の居室を改修し、入居者を募集したとしても、使用許可が1年であるため、改修費等の回収ができなくなるリスクが発生する。」とのことであった。このような問題には事業者と一体となって対応を考える必要がある。契約期間の長期化や改修費負担の軽減に向けて、行政財産であっても、普通財産としての運用を適用するか、期間の弾力的な運用や使用料の減免が必要である。</p>		

(3) ネーミングライツ等の広告による収入確保策

【指摘事項 1】	ネーミングライツ対象施設の拡大	第 3/3/3.4
<p>京都府におけるネーミングライツは3施設にとどまっており、近隣の自治体と比較しても導入数は少ない。HP 上には「現在募集はありません。」との掲載がなされているが、他の自治体の状況を考えて対象となりうる施設はあるのではないだろうか。例えば、運動公園や自然公園を構成する施設やベンチ、遊歩道、歩道橋、文化施設等、随時募集が可能な施設になると考える。</p> <p>ネーミングライツは、長期的な維持管理費用をまかなう収入である。対象施設となりうる施設を拡大すると同時に、対象施設を HP に掲載し、随時募集を行い、積極的に門戸を開放する方向転換が必要である。</p>		

(4) 施設の使用料及び各種申請に係る手数料による収入確保策

【意見 5】	使用料及び手数料の定期的な見直しやルールの策定	第 3/4/4.5
<p>令和 7 年 4 月から、近年の物価高騰や人件費の急激な上昇により、公共施設の管理運営や許認可等の行政手続など、府民サービスの提供に関する行政コストが上昇している事を踏まえ、受益者負担の適正化を図る観点から、使用料及び手数料の見直しを行っている。</p> <p>ただ、この見直しは一度実施すれば終わりというものではなく、その時々々の社会・経済情勢や行政サービス等の必要性や内容、各施設の利用率やあり方等を勘案した上で適切に設定する必要がある。例えば、使用料や手数料の項目ごとに、収支の把握を踏まえて検討いただければと考える。勿論、黒字収支にすることを目的とするのではなく、受益者負担の観点から便益を享受しない者の税負担額の把握や施設利用における未利用者の負担、事業登録や受講者の手数料と行政コストの割合など、使用料や手数料の項目ごとの受益者負担の適正な指標を検討する必要がある。</p> <p>また、使用料については、施設の維持管理費が府民の税金によって賄われていることを踏まえ、受益者の公平性を確保する観点から、府民と府民以外などで異なる設定を検討する余地も考えられる。</p> <p>今後、受益者負担の適正化の観点から、概ね 3~5 年毎に定期的な検証による見直しやルールを策定する必要がある。</p>		

(5) 納付・収納方法の多様化

【意見 6】	収納方法の検討	第 3/5/5.2.3
<p>「新型コロナウイルス感染症対策応援寄附金」、「京都府ふるさと応援寄附金」、「文化財を守り伝える京都府基金寄附金」、「iPS 細胞技術開発応援プロジェクト寄附金」及び「IVS YOUTH（仮称）開催応援プロジェクト寄附金」では、広</p>		

く府民から寄附金を募るため、コンビニ収納、クレジット決済、インターネットバンキング並びにその他決済アプリ等の収納方法が整備されており、「京都スタジアム寄附金」、「府立医科大学・府立大学個人寄附金」及び「京都府母校応援ふるさと寄附基金寄附金」についても、クレジット決済だけでなくその他収納方法も検討すべきと考える。

また、「納税証明書交付手数料」や「放置違反金」は、府民の利便性の観点からインターネットバンキング及びその他決済アプリ等の収納方法を備えるべきと考える。

【意見 7】	納付・収納方法の多様化に向けての取組	第 3/5/5.5
<p>複数の納付・収納方法を用意する事で、府民の利便性は向上している。一方、各種納付・収納方法を備えるには、キャッシュレス機器の導入費用・維持費用・更新費用や決済手数料が生じるため、費用対効果の検証と定期的な見直しが必要である。</p> <p>新たな納付・収納方法の採用可否については、各所管課が独自に判断しており、京都府としての統一した指標が存在していない。例えば、府立洛南病院では、現状は窓口における現金収納や金融機関による振込みにしか対応しておらず、これからクレジット決済への対応を進めるということであるが、こうした状況では、収納方法の選択や導入時期にばらつきが生じる恐れがある。なお、京都府においては、令和9年4月より府税のみならず税外公金についてもeLTAXの活用が開始される予定であり、更なる収納手段の拡大が期待される場所であるが、今後も時代の変化に伴う新たな納付・収納方法の導入に関する全庁的な取組の推進や、判断基準・体制の構築が望まれる。</p>		

(6) ふるさと納税やクラウドファンディング等の寄附収入確保策

【意見 8】	人材派遣型企業版ふるさと納税の活用	第 3/6/6.1.7
<p>京都府では、人材派遣型企業版ふるさと納税の活用事例はないとのことである。しかし、本制度を活用することで、京都府には、実質的に人件費を負担することなく専門的知識・ノウハウを有する人材を寄附活用事業に活用できるメリットがある。また、京都府の関係人口の創出拡大も期待できる。一方、企業側にも、派遣した人材の人件費相当額を含む事業費の最大約9割に相当する税の軽減メリットを享受しつつ、企業のノウハウ活用による地域貢献と併せて、企業の人材育成の機会としての活用可能性もある。</p> <p>人材派遣型企業版ふるさと納税を積極的に検討し、各部局の事業にあった活用を計画・実行されたい。</p>		

【意見 9】	京都府全体の所管部署の創設	第 3/6/6.2.3
<p>個人版ふるさと納税に所管部署は存在しない。一方、企業版ふるさと納税の所管部署は、総合政策環境部・総合政策室となっているが、寄附活用事業の検討、営業活動、寄附受入事務等は、事業実施部局が主体となってその役割を担っている。個人版も企業版もともに京都府全体での取組というよりも、各事業所管部局の事業に応じた寄附金募集にとどまっているという心証を受けている。ふるさと納税の全体を所管する部署の創設を検討されたい。</p> <p>寄附収入を増やすには、寄附者にとって魅力ある提案を行い、寄附者がアクセスしやすい統一的な周知、募集を行うことが必要と考える。そのためには、ふるさと納税の全体を所管する部署の創設が有効と考える。所管部署に部局横断的な事務事業の支出と寄附収入のプロジェクトを立ち上げ各部局と協議・共有できる権限と責任を付与し、専任の人員確保や、統一的な寄附収入プロジェクトの管理、成功事例の横展開など京都府全体としての積極的・戦略的な自主財源確保に向けた展開を期待する。</p>		

【意見 10】	府市連携の強化	第 3/6/6.3.1
<p>京都市は、京都版市町村連携型ふるさと納税の制度には参加していない。これは、京都市は全国でもトップレベルの寄附収入となっており、既に確立したモデルを持っていることを理由としているとのことである。</p> <p>一方で、京都府と京都市は「お互いの寄附額の増加に向けた取組について連携することで合意」しているとのことである。この点、府市連携を積極的に進め、返礼品の開拓の仕方、募集の方法、京都の魅力を活かした寄附獲得の取組、効果的なプロモーション方法など、先進自治体として京都市が有するノウハウを府内自治体のレベルアップに活用できる仕組みを構築されたい。例えば、定期的な情報共有、市町村交流会への参加促進、担当者を対象とした勉強会の開催・アドバイザー制度、京都市と他の府内市町村の共同での返礼品の開発など、京都市との具体的な連携方法について検討し、実行していただきたい。</p>		

【意見 11】	市町村支援の検討	第 3/6/6.3.1
<p>京都府内の各市町村のふるさと納税による寄附受入額の 8 割は京都市、亀岡市、京丹後市の 3 市が占めている。また、令和 6 年度の、寄附受入額から経費支出額及び課税住民税控除額を控除した収支額は、京都市を含む府内 26 の自治体のうち 11 自治体が赤字となっており、同額に地方交付税補填額を加味した収支額についても 5 自治体が赤字となっている。さらに、宇治市、八幡市、木津川市の 3 市は、地方交付税補填額を加味した収支額が令和 6 年度に至る 3 期間連続で赤字となっている。</p>		

京都府は、このような状況を鑑み、府域の均衡ある発展等を目指して市町村連携型ふるさと納税制度の創設に至った点は評価でき、府内市町村への配慮から市町村の同意を得て市町村地場産品を返礼品としていることも一定の理解はできる。また、令和5年度から始まった本連携事業であり、2期間でも大きく寄附額を伸ばしている点も評価できる事業である。

しかし、市町村間の不均衡の是正という観点からは不十分であり、改善が必要である。引き続き市町村への支援強化を通じて、不均衡の是正と各自治体の自主財源確保の支援をさらに進めていただきたい。

【意見12】	交付基準の見直し	第3/6/6.3.1
<p>各市町村の交付額には、ばらつきがある。例えば、舞鶴市や京丹波町は、実質収支額は一定プラスとなっているが、交付額は実質収支額がマイナスの宇治市、長岡京市、八幡市、木津川市、大山崎町よりも大きい。各市町村への交付基準は①寄附金割、②人口割、③均等割の三つを基準として交付されているためである。</p> <p>三つの基準は一定の合理性はあると考えるが、市町村の不均衡の是正という観点から、「実質収支額」も四つ目の基準とすることも検討いただきたい。</p>		

【意見13】	PR活動の充実	第3/6/6.3.1
<p>令和6年度に2回イベントに参加しているが、プロモーションという視点からは不十分と思料する。</p> <p>「京都」のブランド力を京都府の全域に還元できる取組をさらに活性化するため、プロモーション力を高め、京都府全域の魅力発信に努められたい。そのためには、SNSの有効活用、京都府内在住のインフルエンサーとの連携、集客力のあるイベントへの参加もしくは開催、民間業者との連携、ニュース性のある取組を行いパブリシティへのアピールなどあらゆる方策を検討いただきたい。</p>		

【意見14】	魅力ある返礼品アイテムの開発と見直し	第3/6/6.3.1
<p>京都府の返礼品約1,700品目のうち約1,500品目は市町村の同意を得て京都府が選定した市町村地場産品であり、市町村域をまたがる地場産品、京都府のオリジナル商品はまだ少数にとどまっている。引き続き、寄附者にとって魅力のある京都のブランド力を活かした商品の開発を進めるとともに、既存の返礼品については、個々の内容を定期的に精査し、常に魅力を高める「磨き上げ」に取り組むことで、更なる寄附の獲得につなげていただきたい。</p> <p>あわせて、返礼品全体のラインナップ（品揃え）についても、市場の動向を捉えた機動的な見直しを行われたい。</p> <p>新たな返礼品の開発と既存返礼品の適正な管理を両立させ、常に鮮度の高いラ</p>		

インナップを維持することが肝要と考える。

【意見 15】 組み合わせ返礼品の開発の推進

第 3/6/6.3.1

広域自治体としての特性を活かして魅力ある返礼品を開発することは市町村の底上げに有効と考えるが、10 品目程度では十分とは言えない。更なる積極的な取組と成果を願いたい。

また、ふるさと納税が低調な市町村の地場商品を優先的に取り扱うなどメリハリのある取組も制度趣旨を鑑みると必要と考える。

【意見 16】 交流会の活性化

第 3/6/6.3.1

京都市とは、お互いの寄附額増額に向けた取組について連携することで合意している。先行している京都市のふるさと納税の取組のノウハウを活用し、他の市町村との連携強化の取組を京都府が活性化させることを期待する。

また、全体での交流会も一定の効果はあると思われるが、特に寄附収入が低調な市町村への個別的な相談会、スキルアップのための個別研修会など対象とテーマを絞った支援が望まれる。

(7) その他

【意見 17】 遺贈等の活用に向けた協定と広報の推進

第 3/7/7.5

個人が生前に形成した財産を公共の利益のために有効に利用してもらいたいという意思決定の選択肢として、国や地方公共団体等への遺贈等による寄附が挙げられる。

京都府は、府民のニーズの有無も踏まえ、先行自治体と同様に、個人の財産の一部又は全部を、自身が希望する事業に活用できるよう自治体に申し入れることができる仕組みを広く啓発し、遺言信託や公正証書作成などを支援できる金融機関その他専門家を紹介できる体制づくりに向けた協定締結を進めるべきと考える。今後、相続人のいない個人財産が国に帰属することが増えると推察されるため、府民の自己決定を支援する取組は重要であるとともに、これらの取組を通じて、府民の貴重な財産が地域のために有効に活用されることが期待される。

4.2.2 未収金管理の取組

(1) 未収金管理に関する全体事項

【意見 18】 履行期限が延期された未収金の管理方法

第 4/2/2.1

私債権について債権の全額又は一部の履行期限を延期した債権は、統合財務システム上、未収金として取り扱われないように、減額調定（京都府会計規則第 223 条第 2 項）することにより元の調定額を取り消し、調定額を 0 円とする処理が実

施される。その後の履行期限が延期された未収金は、各事業所管課において滞納整理票によって管理することとなっているため、京都府として履行期限が延期された未収金の全体を把握することは困難な状況である。履行期限が延期された未収金は、今後未収となるリスクが高いとも考えられるため、そのような未収金の全体像の把握や未収となることを防ぐ取組の実施等の検討が望ましいと考える。

【意見 31】	マイナンバー（個人番号）を利用した事務処理の効率化について	第 5/2/2.2
<p>本外部監査の対象となった高等学校等修学資金（貸付・過年度過払）返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金や府営住宅使用料等の制度の申請業務においては、本人確認のみならず、親権者や連帯保証人の確認、所得の確認、他の制度との重複確認といった、様々な確認作業を行っており、その業務にかなりの工数を要している。さらには、申請の時だけではなく、回収においても、住所変更に伴う所在調査が必要であり、未収金が増加の一途を辿る中、業務負担は増すばかりである。</p> <p>このように、業務量が増加する中、マイナンバーを活用すればかなりの業務量の軽減が期待できるにも関わらず、現状ではマイナンバーを利用していない。この点、利用していない理由としては、全ての人がマイナンバーカードを保有していないためである。しかしながら、マイナンバーカードを保有していなくとも、すでに各自に対して個人番号は付与されており、国税における個人の確定申告においては、マイナンバーカード不保持者についても、この個人番号を利用して対応している。</p> <p>昨今においては、少子化に伴う人手不足は深刻であり、マンパワーに頼った業務を放置していると、いずれ業務破綻するのは明白である。よって、一刻も早くマイナンバーを利用した、業務の効率化を図ることを期待する。</p>		

【意見 32】	滞納債権の回収・管理に当たる体制の検討	第 5/2/2.3
<p>未収金管理について、滞留債権の管理と回収を各事業所管課の職員に当たらせることは、業務の効率性から見て疑問があり、非効率かつ積極的に取り組む機運に欠けるものである。</p> <p>各事業未収金の現年度収入は一定の高徴収率が認められるが、過年度収入になると徴収率が極端に減少し、管理と回収の不経済性が目につき、迅速な専門的判断が遅れるほか、早期回収を図るべき滞納債権に対するアプローチが弱くなると推察される。今後、人口減少や社会情勢に伴う職員減少を見据え、IT 技術による滞納債権情報の一元化と専門職員の配置による一元的管理体制の検討が必要である。</p>		

(2) 未収金管理に関する個別事項

※ 以下、各未収金の番号は、上記「3. 監査対象及び所管部局」の番号とは整合しない。

① 中小企業経営基盤強化資金貸付返還金（特別会計）

【意見 19】	長期滞留債権の回収率の向上	第 4/3/3.1.8
<p>各債務者の令和 6 年度末時点での回収割合は 50%を下回っている。府としては、裁判所に対して連帯保証人も対象とした上で訴訟を提起し、動産執行・債権執行・強制競売等を行って、回収に努めている。その結果、回収できている債権もあるが、依然として全額回収が厳しい状況にある。</p> <p>今後もできる限りの回収に努め、個別に状況確認を進め回収率を高めていただきたい。</p>		

【意見 20】	約定返済の履行確認	第 4/3/3.1.8
<p>元の調定額を 0 円と減額調定しているため未収金に該当しないが、条件変更債権 271,453,000 円がある。経緯は以下のとおりである。</p> <p>設備過剰による生産の不安定を解消し需給バランスを維持するため、産地組合が組合員から絹織物用織機などの不要設備を買い上げ、かつ、廃棄する事業に対して、その経費を高度化資金貸付金で賄う設備共同廃棄事業として、当該組合に資金を貸し付けた。</p> <p>償還期間は 16 年として、昭和 63 年 4 月に 306,199,000 円の貸付けを行い、組合は貸付金の一部で金融債（現在は預金）を取得し、その運用益で借入金の償還を計画していたところ、運用利率の低下により、償還原資が不足して当初の約定通りの償還ができなくなったため、返済猶予・最終償還期限の延長を繰り返して現在に至っている。</p> <p>組合の財務内容等を改めて調査の上、令和 6 年 6 月に令和 9 年 6 月を最終入金日とする貸借契約の変更契約を締結している。今後についても、変更契約どおりの入金があることを確認し、早期回収に努めていただきたい。</p>		

② 高等学校等修学資金（貸付・過年度過払）返還金

【指摘事項 2】	校長推薦の見直しや学力要件の追加について	第 4/3/3.2.8
<p>修学資金については、制度の目的に「勉強意欲がありながら」という条件が付されていることから、これを担保するために、制度を利用する各生徒に対して、学校長名の推薦書が提出されている。</p> <p>しかしながら、校長が推薦書を提出するに当たっての明確な基準等が存在しない状態では、単に提出書類の一部になっているにすぎないとする。そこで、そ</p>		

もその制度の目的を担保するためにも、客観的な基準が必要であると考え、校長推薦の見直しや学力要件の追加について検討すべきと考える。

この点については、平成 17 年度の制度移管前における「日本育英奨学金」では成績要件が設定されていたとともに、他の自治体では平成 26 年度の段階で、約 7 割程度が何らかの学力要件を設定している。

【指摘事項 3】	不納欠損処分 of 適時処理について	第 4/3/3.2.8
<p>不納欠損処分については、毎年度実施されているが、その実施内容は「自己破産による免責決定」、「時効援用」、「免責による返還免除」の 3 項目に限定されている。この中の、「時効援用」においては、自ら援用の申出があった場合に限られている。</p> <p>しかしながら、時効が完成しているが、債務者が所在不明や音信不通である場合の債権においては、京都府会計規則で不納欠損処分の対象としており、規則に基づいて不納欠損処分すべきところ、少額かつ多人数であるがため、事務処理上債務者の所在不明や音信不通の把握が遅延しているような心証を得ることから、より迅速に処理することが必要である。</p> <p>確かに、税金を原資に貸与した債権を安易に不納欠損処分すべきではないとの考えもあるが、修学資金の滞納額は増加の一途を辿っており、回収が困難な債権については、適時・適切に処理しないと、催告や督促等の回収業務が膨大になるのみならず、府の財務状況が適正に開示できない恐れがある。</p>		

【意見 21】	修学資金等の使途について	第 4/3/3.2.8
<p>修学資金の使途については、修学のために要する経費に限定されており、申請者及び親権者又は未成年後見人から誓約書が入手されている。</p> <p>しかしながら、府では誓約書による使途の制約は行っているものの、実際の使用内容等の確認は行っておらず、実際の使途についての判断は生徒自身又は親権者に委ねられている。</p> <p>そこで、使途の多くを占めると考えられる、私立の高等学校における施設費（設備費）に修学資金を充てる場合には、授業料と同様に直接学校に支給するなど、できる限り本来の使途に使用されるように、検討及び探求すべきである。</p>		

【意見 22】	貸与限度額の見直しについて	第 4/3/3.2.8
<p>本制度の貸与限度額は、平成 14 年度制度発足以降において、制度創設時の水準が現在まで維持されたままである。また、本制度利用者の約 90%以上が、貸与限度額の上限まで利用しているのが実情である。</p> <p>しかしながら、貸与額の使途として大きな比重を占めてきた高等学校の授業料</p>		

については、少なくとも本制度における府からの直接貸与になる対象者については、国や府（私立高等学校あんしん修学支援事業）の施策により、授業料の負担は軽減された状態にある。また、平成 14 年度以降には様々な給付型の修学（就学）を支援する制度が創設されており、生徒の負担はかなり軽減されていると考えられ、本制度創設以降に大きく社会環境は変化している。

貸与型の奨学金においては、いずれは返済の必要があり、その返済開始時期もかなり若年の時から開始されるため、返済時に過度な負担が生じないようにする配慮も必要であり、貸与限度額が適正か否か検討が必要と考える。

【意見 23】	他の制度との集約化について	第 4/3/3.2.8
<p>府では、高等学校等の修学（就学）を支援するための制度が数多く用意されている。確かに、支援の充実は望ましいことではあるが、支援内容の詳細を確認すると、重複する制度が多々散見される。</p> <p>生徒等を広く支援する制度を取りそろえ、制度説明資料の作成やきめ細かな個別指導を実施されていると推察されるが、利用者側から見ると学校の指導などにより積極的な自らの選択は困難かと思われる。利用する立場から選択が容易になるように、支援内容が重複している制度においては、国の制度を踏まえ整理する時期ではないかと考える。</p>		

【意見 24】	滞納上位校との連携強化について	第 4/3/3.2.8
<p>未収額については、上位 10 校に在籍していた者で合計未収額の半数近くを占める状態にある。この点につき、平成 26 年度の包括外部監査においても、府から滞納上位校に対して指導・勧告の実施が求められていたが、十分な改善に至っていない状況にある。このような状況は、税金を原資としている制度上、問題と考える。</p> <p>これらの学校とは、これまで以上に緊密に連携を図り、状況把握や生徒への制度周知を強化するなど、改善に向けた具体的な取組を進めていく必要がある。</p>		

【意見 25】	遅延利息の計上について	第 4/3/3.2.8
<p>府の運用では、これまで修学金又は修学支度金に対して、遅延利息の算出及び請求は行われていない。</p> <p>府では、奨学金という趣旨を鑑み、教育的配慮を勘案して慎重に対応しているとの見解であるが、滞納案件の中には悪質な案件も想定されることから遅延利息の請求を行わなければ、回収業務に影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>よって、配慮事項がある場合の減免基準を明確にして適用するなど、適切な対応を行うとともに、配慮すべき事情がない限りは、遅延利息を適用すべきと考え</p>		

る。

③ 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金（特別会計）

【指摘事項 4】	不納欠損処分 of 適時処理について	第 4/3/3.3.8
<p>不納欠損処分については、毎年度実施されているが、その実施内容は「自己破産による免責決定」、「時効援用」、「本人死亡」、「接触困難」等となっている。過年度の収入未済額の発生年度別にある 10 年以上前となる平成 26 年度以前の収入未済額が約 6 千万円となっている。少しでも回収すべきという姿勢は必要であるが、実質的に回収不可能という未収金を抱え続けることによる経済的損失は計り知れない。</p> <p>そこで、時効が完成しているが、債務者が所在不明や音信不通である場合の債権においては、京都府会計規則で不納欠損処分の対象としており、規則に基づいて不納欠損処分すべきと考える。</p> <p>確かに、税金を原資に貸与した債権を安易に不納欠損処分すべきではないとの考えもあるが、回収が困難な債権については、適時・適切に処理しないと、催告や督促等の回収業務が膨大になるのみならず、府の財務状況が適正に開示できない恐れがある。</p> <p>不納欠損については議会の報告事項であるため、適時・適切に不納欠損処分を実施した結果を議会で明確にすることで、本制度の問題点を明らかにするとともに、制度の見直し・検討についての一助となることを期待するものである。</p>		

【意見 26】	修学資金等の使途について	第 4/3/3.3.8
<p>修学資金や就業支度資金の使途については、当然修学のために要する授業料、書籍代、交通費、被服費等の経費に限定されている。ところが、府は、実際の使用内容等の確認は行っておらず、実際の使途についての判断はひとり親家庭の父母、寡婦等に委ねられている。</p> <p>そこで、修学資金に確実に使用されているか確認を行っていないのであれば、直接学校に支給することを検討するよう国に要望すべきであり、できる限り本来の使途に使用されるように、探求すべきである。</p>		

【意見 27】	貸与限度額の見直しについて	第 4/3/3.3.8
<p>本制度の貸与額の使途として高等学校等の授業料については、いわゆる高校無償化の施策により、少なくとも本制度における府からの直接貸与になる対象者については、国や府（私立高等学校あんしん修学支援事業）の施策により、授業料の無償化は完結できている状態にある。また、就学生を支援する制度が創設されており、生徒の負担はかなり軽減されていると考える。</p>		

以上のように、本制度創設以降に大きく環境は変化しているにも関わらず、一定の貸与額を維持することに疑問がある。

貸与型の修学資金及び就学支度資金においては、いずれは返済の必要があり、その返済開始時期もかなり若年の時から開始されるため、返済時に過度な負担が生じないようにする配慮も必要であり、貸与限度額の検討実施を国に要望すべきである。

【意見 28】	他の制度との集約化について	第 4/3/3.3.8
<p>府では、母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業における修学資金及び就学支度資金等、子供に対する高等学校等の修学（就学）を支援するための制度が数多く用意されている。確かに、支援の充実は望ましいことではあるが、支援内容の詳細を確認すると、重複する制度が他にも多々散見される。</p> <p>このような状況では、利用者が制度を利用する際に選択が困難となり、せっかくの制度が利用しづらくなる恐れがある。</p> <p>よって、利用する立場から選択が容易になるように、支援内容が重複している制度においては、集約を図ることにより、利便性を改善することが望まれる。</p>		

【意見 29】	新システムを利用した未収金残高管理の深化について	第 4/3/3.3.8
<p>当該未収金は、件数・金額ともに多く、各保健所による分散管理体制がとられていることから、現時点の未収金残高をさらに減少させるには、システムを利用し、回収が見込まれる相手先に重点的な働きかけをする必要があるが、現行システムでは、CSV ファイルで抽出できるデータが限定的である。</p> <p>令和 3 年度以降当該未収金の収入未済額の水準の減少幅は鈍化傾向にある。現行のベンダーが撤退することから、令和 8 年 12 月までに新システムに移行する必要があるとのことであるが、新たなシステムにおいて電子的に抽出できるデータがどういったものがあるのか、債権管理の観点から新しいシステムを導入したときに、現行の未収金残高を減少させるためどのような事務改善ができるか、検討しておくべきである。</p>		

④ 府営住宅使用料、府営住宅等損害賠償金

【指摘事項 5】	市町管理代行団地のモニタリングについて	第 4/3/3.4.8
<p>市町管理代行団地については、委託先の市町から府に対して年に一度、家賃収納活動状況報告書が提出されている。</p> <p>しかしながら、市町管理代行団地の家賃滞納状況について、府の住宅政策課において詳細を把握しておらず、明確な回答が無い状態である。この点、たとえ市</p>		

町に団地の管理を委託していても、団地自体は府の財産である以上、管理状況については府において詳細に把握すべきであり、たとえ報告書が提出されていても、詳細が把握できていなければ不十分であり、モニタリングの観点から大きな問題があると考えます。

よって、府においては、市町管理代行団地の管理状況について、詳細な内容が把握できるような報告書の提出を委託先の市町に対して求めるべきと考えます。

【指摘事項 6】	長期滞納者に対する明け渡し請求について	第 4/3/3. 4. 8
-----------------	---------------------	---------------

長期滞納者に対しては、催告に応じず、やむを得ない理由がない場合においては、居住者に対して住居の明け渡し請求を行うことになる。この点、公営住宅法第 32 条及び京都府府営住宅条例第 41 条では、入居者が家賃を 3 か月以上滞納したときには明け渡しを請求できると規定されている。

しかしながら、長期滞留リストを閲覧すると、61 か月以上滞納している者が多数存在している。

そもそも、府営住宅については、入居者の所得に応じた家賃が設定されており、たとえ失業や病気等の不測の事態が生じた場合でも、長期的には家賃の減額が行われ、解消できるはずである。

よって、他の居住者との公平性の観点から、府においては、長期滞留リストに記載されている入居者の事情の把握等に努め、明け渡し請求の実施に繋げていただきたい。

【指摘事項 7】	不納欠損処分 of 適時処理について	第 4/3/3. 4. 8
-----------------	--------------------	---------------

不納欠損処分については、以下の場合に実施される。

(1) 時効援用、(2) 債権放棄（所在不明、音信不通）、(3) その他法令

この点、令和 6 年度に山城北土木事務所で実施した不納欠損処分申請一覧表（8 件中全部が市町管理代行団地）を閲覧したところ、(1) 時効援用が理由の大多数を占めていたが、最終時効完成月に大きな乖離があり、最も古いものでは平成 14 年 9 月との記載のため、適時性について問題があると考えます。

なお、時効については、(1) 時効援用に該当しない場合であっても、(2) 債権放棄（所在不明、音信不通）も適用できることから、報告書に記載の中で、古い年次の最終時効完成月の案件については、(2) 債権放棄（所在不明、音信不通）を適用することで、もっと早期に不納欠損処分が可能であったと考える。

よって、今後においては、適時適切に弁護士委託を行い、回収不能の債権については不納欠損処分を実施するよう市町に指導されたい。

⑤ 府立病院未収金（病院事業会計）

【指摘事項 8】	納付方法の拡大化	第 4/3/3.5.8
<p>未収金を生み出さないためには、幅広い納付手段を確保することが重要であるが、近隣に ATM などがない状況でありながら、窓口での現金での納付か銀行振込しか認められておらず、来院時に現金を持ち合わせていないなどの理由で納付の機会を失っている可能性もある。また、現在では、同規模の医療機関では、クレジットカード納付などの納付手段も広く認められているところであり、患者の利便性の観点からも速やかに新たな納付方法の拡大化を図るべきである。</p>		

【指摘事項 9】	長期滞留債権の回収手段の拡大の検討	第 4/3/3.5.8
<p>当該未収金の残高水準は安定しており、20 万円以上の残高のある未収金についても、件数自体は多くないが、滞納者に対するアプローチは、2 月又は 8 月の督促状の送付及び電話による対応が中心であり、債務者が反応して来庁しない限りは、交渉が進まないケースも生じている。弁護士委任や随時の戸別訪問なども可能となるような、長期滞留債権の回収ルールの策定などの体制づくりが求められる。</p>		

⑥ 地域改善対策修学奨励事業等過払返還金

【指摘事項 10】	早急な不納欠損処分の実行	第 4/3/3.7.8
<p>当該未収金については、全て平成 14 年度までに発生したものであり、令和 7 年 3 月末時点では、全て時効援用が可能なものである。時効援用は不納欠損処分の要件の一つとなっている。</p> <p>また、滞納となった債務者は生活困窮者であることが多く、時間の経過により連絡することも困難となっており、既に回収見込みがない未収金ともいえる。全ての未収金が回収困難であり、時効援用が可能な状態であることから、回収の見込みのない未収金を管理することには、経済合理性がなく、慎重な対応とともに、早期に不納欠損処分を行うべきである。</p>		

⑦ 在日外国人無年金者緊急支援給付金返還金

【指摘事項 11】	現況把握の届出の見直し	第 4/3/3.8.8
<p>現状、年に一度、支給対象者宛てに現況届を提出してもらい、生活保護・公的年金等の受給の有無を確認しているため、1 年以内に未収金の有無を確認することができるが、受給資格がないにも関わらず現況届が虚偽であったり、給付金受給資格変更・喪失届の提出がない限りは、新規の未収金発生のリスクがある。</p> <p>当該未収金は受給資格がなくなった後でも、受給者の家族が給付金の支給を受けていることに気づいていない、又は気づいていても資格喪失の手続の方法が分</p>		

からないなどの理由で放置された可能性が高い。今後は、府として現況届の記載の充実を図ることや、家族の氏名や受給者の家族関係などの記載を求めるなど、新たな取組を行う必要があると考える。

また、現在、未収となっている債務者に関して、今後回収が見込める可能性は極めて低いと考えられるため、それぞれ適時に必ず不納欠損処分を行う必要がある。

⑧ 心身障害者扶養共済制度掛金・保険金

【指摘事項 12】	早急な不納欠損処分の実行	第 4/3/3.9.8
<p>(1) 心身障害者扶養共済制度掛金</p> <p>過去に未納となった掛金が未収金として計上されている。</p> <p>それぞれ分納中・脱退済み・加入者死亡・他の自治体へ転出脱退・支払拒否など様々な理由があるが、いずれも加入日が昭和～平成 20 年前後であるため、当時の膨大な資料を確認するの必要があり、また確認したところで正確な時効が判明しないことも考えられる。</p> <p>府の債権管理としては、債権管理条例及び京都府債権の管理に関する条例施行規則がある。債権管理条例に、知事の責務として、消滅に係る時効が完成し、債務者の住所及び居所が不明な場合や特定相続人の全部又は一部を確知することができなかった場合に、権利を放棄することができる旨の記載がある。さらに、京都府債権の管理に関する条例施行規則に、債務者が時効の援用の意思を示すことが困難であると認められる場合や、面会・文書の送付その他の方法により債務者に接触することができない場合に、消滅時効の完成時に私債権を放棄することができる旨の記載がある。</p> <p>これらの条例等はあくまで、時効が把握できている場合の記載であるため、そもそも時効が把握できない場合は、債権管理条例及び京都府債権の管理に関する条例施行規則に基づき、不納欠損処分を行うことができず、今後も未収金として管理・把握する必要があると考えられる。しかし、回収業務に経済合理性が明らかにない長期滞留債権の不納欠損処分を実施しない合理的な理由はないと考える。</p> <p>心身障害者扶養共済制度掛金に関しては、前述のとおり分納中である未収金もあるが、ここ数年全く回収できていない未収金も存在する。時効の調査に相当な時間がかかり、不納欠損処分が実施できない場合、将来に渡って未収金として管理・把握した上で、調査を継続しなければならず、人手や時間を費やすことが想定される。そのため、早急な不納欠損処分を実施する必要があると考える。</p> <p>(2) 心身障害者扶養共済制度保険金</p> <p>未収となっている債務者に関して、正確な時効を把握できないとのことであ</p>		

る。しかし、時効が把握できないと将来のいつの時点で不納欠損処分をすればよいか分からず、継続して未収金として管理・把握しなければならない。

上記(1)でも述べたように、心身障害者扶養共済制度保険金についても、早急な不納欠損処分を実施する必要があると考える。

⑨ 桃山東合同宿舎使用料相当徴収金

【意見 30】	適時の不納欠損処分	第 4/3/3. 10. 8
<p>債務者に対しては、府の全面勝訴が確定した上で、動産差押を執行しているが、差し押さえる財産はなかった。また本籍地を照会し、現地調査を行っているが、居住実態が確認できていない。</p> <p>以上より、今後の回収可能性は極めて低いと考えられることから、時効完成まで適切な債権保全措置（所在調査等）を継続するが、時効完成となった後は不納欠損処分の対象となる見込みである。今後、時効完成となった場合には、適時に不納欠損処分を実施する必要がある。</p>		

以上